

年度 市民税・府民税申告書付表(課税方式選択用)

※この申告書は、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、確定申告と異なる課税方式を選択する際に使用してください。

なお、市民税・府民税申告書、確定申告書の控(写)及び特定口座年間取引報告書(写)又は上場株式配当等の支払通知書(写)もあわせて、納税通知書が送達されるまでに提出してください。

1 申告者の情報について

現住所			
1月1日現在の住所			
フリガナ			
氏名			
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号	

2 住民税での取り扱い(AかBに○をつけてください)

A 確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。

B 確定申告した上場株式等の所得について、住民税では以下の所得といたします。

住民税で申告する上場株式等の所得		住民税の源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

- ・ いずれにも記載がない場合は、「所得税と同じ課税方式」を選択されたものとみなします。
- ・ ここに記載できるのは所得税15.315%、住民税5%を源泉徴収(特別徴収)することを選択した特定口座(源泉徴収口座)が対象となります。特定口座(簡易申告口座)、一般口座については所得税と異なる課税方式を選択することはできません。

裏面もお読みください

## 株式等の配当所得等および譲渡所得等の課税方式の選択について

平成 29 年度税制改正で、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）にかかる所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税できることが明確化されました。これにより、例えば所得税は総合課税、個人住民税は申告不要を選択することが可能となりました。

### ◎申告の際の注意事項

- ① 所得税と異なる課税方式を選択する場合には、**納税通知書が送達される日までに**表面「市民税・府民税申告書付表（課税方式選択用）」を提出してください。
- ② 申告した課税方式を明確にするために、表面「2住民税での取り扱い」の表に金額を記入してください。
- ③ 総合課税と分離課税を選択することにより、上場株式等の配当等所得および譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料等の基準となる総所得金額等や合計所得に含まれますのでご注意ください。
- ④ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除がある方で、所得税と異なる課税方式を選択した場合、繰越控除期間中は「市民税・府民税申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書）」を併せて提出してください。

### (参考)

#### 上場株式等に係る配当所得等の課税関係

	申告不要	総合課税	申告分離課税
税率	府民税配当割 5%	市 6% 府 4%	市 3% 府 2%
配当控除	適用なし	適用あり	適用なし
配当割額控除	適用なし	適用あり	適用あり
譲渡損失との損益通算	できない(但し、同一特定口座内のみ可)	できない	できる
扶養、非課税の判定	合計所得金額に含まない	合計所得金額に含む	合計所得金額に含む

#### 上場株式等に係る譲渡所得等の課税関係

	申告不要	申告分離課税
税率	府民税譲渡所得割 5%	市 3% 府 2%
株式等譲渡所得割額控除	適用なし	適用あり
分離配当所得との損益通算	できない	できる
譲渡損失の翌年への繰越	できない※	できる
扶養、非課税の判定	合計所得金額に含まない	合計所得金額に含む

※所得税において所得申告及び繰越損失の適用を行い、住民税においては申告不要にした場合においても、翌年に繰越損失額を繰り越すための申告が必要です。